

令和5年度第2回医療安全に係る監査委員会報告書

奈良県立医科大学附属病院の医療安全に係る監査委員会設置規程第5条1項に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

奈良県立医科大学附属病院の医療安全に係る監査委員会設置規程第5条1項に基づき、奈良県立医科大学附属病院における医療安全に係る業務状況について、管理者等からの説明の聴取により、監査を実施しました。

【日 時】 令和6年3月25日(月) 15:00～17:00

【場 所】 臨床研修センター カンファレンス室(報告)

委員長 和歌山県立医科大学 医療安全推進部長(准教授) 水本 一弘

委 員 弁護士(加藤高志法律事務所) 加藤 高志

委 員 ボランティアグループ ラポール 松井 忠昭

取組内容の報告

(1) 合併症報告に対する取り組み

- ・疾患の経過については、単純な経過の悪化とは切り分けて報告の基準を示し、今後の教訓としてフィードバックしていくことは医療安全に資する。
- ・合併症報告を行う体制を整備されたことは非常に重要で、良い取り組みであり評価する。引き続き取り組み、効果を報告されたい。

(2) 医療事故・院内調査症例報告

- ・経カテーテル的大動脈弁留置術 (Transcatheter Aortic Valve Implantation, TAVI) で、弁を留置する際、メーカーの推奨回数を超えてリキャプチャー (再収納) を実施する場合は、十分根拠を記録に残すことが重要である。

(3) 麻薬関連のインシデント防止対策

- ・麻薬運搬用容器については運用開始後、事故抑制の効果について継続して報告いただきたい。

(4) 医療機器研修計画について

- ・引き続き取り組まれない。必要な研修については、効率的かつ効果的に実施されたい。

(5) 医療の質・安全管理センター活動目標評価

- ・取り組みと今後の課題について、引き続き成果を報告されたい。
- ・今後は ACP(Advance Care Planning)や DNAR (Do Not Attempt Resuscitation) に加えて共同意思決定として、高齢者や小児患者のどの範囲にアセントするかという課題があるため、IC テンプレートの様式についても必要に応じて検討されたい。
- ・センターの体制が強化されたとのこと、一層様々な業務の調整を進められたい。

以上